

平成 25 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 25 年 10 月 24 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カツエ君	20 番	
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番		30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番		38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

8 番	中村三千人君	20 番	橋本正寛君
29 番	小堀田幸一君	32 番	松川兼光君
37 番	平岡秀樹君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

#### 4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第50号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 25 年第 10 回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。台風 27 号が接近しており、準備等でお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、政府の農業政策として『農地中間管理機構』法案がこの臨時国会に提案されるという情報があり、その内容としては、点在する農地をまとめて借り、農業生産法人などに貸して大規模経営を促そうというものだそうです。

この機構は都道府県ごとに置かれ、知事が役員を選任や解任の認可権を持ち、事業目標や計画、予算等についても知事に権限と責任を集中させていることが特徴であります。

また、機構が行う農地集約については、私たち農業委員会の許可がなくてもできるようになっているということです。

今後、この農地中間管理機構をどこが担うのかについて今のところわかっておりませんが、情報が入りましたら皆さんにお知らせしたいと思います。

では、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（森内健二君） 本日は、8 番中村委員、20 番橋本委員、29 番小堀田委員、32 番松川委員、37 番平岡委員から欠席届が提出されておりますけれども、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

---

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、28 番松岡健吾委員、30 番小川浩治委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。では、1 番について説明いたします。

宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の畑 789 m<sup>2</sup>の内 362.78 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。

五和町の譲受人は五和町の譲渡人から五和町の畑 2,134 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は中晩柑を栽培される計画です。

3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人から五和町の畑 1,530 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は中晩柑を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。

栖本町の譲受人は、熊本市東区の譲渡人より栖本町の田 1,683 m<sup>2</sup>を、贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君）5番について説明します。

河浦町の譲受人は大阪府大東市の譲渡人から河浦町の畑 93 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜を栽培される計画です。

6番について説明します。河浦町の譲受人は大阪府大東市の譲渡人から河浦町の田 3,530 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。1番について説明致します。

今回の申請につきましては、先月の総会の5条申請で789 m<sup>2</sup>の一部を個人住宅とする転用申請があった残りの部分362.78 m<sup>2</sup>を農地として取得したいという申請であります。

申請場所は、国道266号線を本渡方面から宮地岳に入って2つ目の信号から左折し、400 mほど進んだ左側にあります。

何も問題はないと思いますので、ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。

この案件については、今年の2月の総会時に出された案件で、譲受人の父親が3条申請を行い、許可を受けておりましたが、今回後継者が帰郷したため、前回の許可書を返したうえで再度、後継者へ譲り渡す申請となっております。

特別問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。3番について説明致します。

2番の件と同じ譲受人でございます。内容についても2番と同じですので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番の前田です。4番について説明致します。

この案件の譲渡人と譲受人は義理の兄弟であります。譲渡人は熊本市に在住されており、耕作及び管理することができないということで、贈与により譲受人へ管理をお願いしたいとの申請です。現地も確認しましたが、水稻が作付されており、何も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○30番(小川浩治君) 30番の小川です。5番と6番につきましては、借受人が同じでありますので、併せて説明をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

譲受人は経営規模拡大のため、大阪府大東市の譲渡人から売買により所有権を移転したいとの申請です。申請場所につきましては、路木の公民館から牛深方面へ約100mほど進んだところにあります。譲渡人は大阪市に定住され、その間譲受人がこれまで管理しており、今回、売買により所有権を移転させるということです。

5番の件については問題ないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。続いて6番の件について説明させていただきます。

申請場所については、路木地区の国道右側に広がるほ場整備内にあります。また、5番と6番の譲渡人が異なっておりますのは、親子関係になります。

何も問題無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 次に、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第48号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

志柿町の申請人は、耕作放棄地の有効活用を図るため、志柿町の畑1,575㎡を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、志柿町の国道324号線の渡辺産業より右折し、日高野地区の山の中にあります。現地を確認した際には、木が伐採されておりました。周囲も山林化しており、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。今月の4条申請については、4件とも太陽光発電施設の申請となっておりますが、農業委員として太陽光発電がどれ位費用がかかるものなのか、パネル1枚の単価がどれくらいなのか、常識として当然知っておくべきだと考えますので、事務局で受付をする際、参考として聞いておられると思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

○事務局（平田正剛君） 1番の案件についてですが、総額としましては2,260万円かけており、パネル1枚当たりの単価としましては、13万3千円となっております。

○3番（川原昭雄君） パネル1枚当たり13万3千円ということですが、売電価格についてはどうなっていますか。農業委員として知っておく必要があると思っておりますので・・・。

また、パネルを何枚設置すれば採算が取れるのか、事務局が即答できるかどうか疑問ですが、参考までに教えていただきたいと思っております。回答が難しいようであれば、次回にということでも構いませんが・・・間違いがあればいけませんので、よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） 売電価格については、これまで1kw当たり42円だったのですが、今年に入ってから38円となっております。

○議長（鶴田雄士君） 外にご意見が無ければお諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、建設業経営に伴い、経営の多角化を図るため、下浦町の畑 2,757.22 m<sup>2</sup>のうち 1,327.15 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に雑種地として造成されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。2番について説明致します。

申請場所につきましては、下浦町の国道沿いにあるヤンマー事務所より右折し、30mほど入ったところにあります。申請人は土木建設業を営んでおり、太陽光発電施設を建設し、多角経営を図りたいとの申請です。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

福岡市中央区の申請人は、遊休地の有効活用を図るため、下浦町の畑 5,478 m<sup>2</sup>のうち 1,957.58 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、下浦～栖本線から左折した湯貫地区にあります。申請人は現在福岡市在住であり、みかんの木が植えてあるものの荒れている状態です。

今回、4条申請の2箇所と5条申請でも出されておりますが、義兄及び弟と併せてそれ



ぞれ太陽光発電施設を建設したいとの申請です。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、耕作放棄地の有効活用を図るため、下浦町の畑 2,820 m<sup>2</sup>の内 1,306.94 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、雑種地として造成されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。4番について説明致します。

申請場所につきましては、先程の3番と同じ湯貫地区にあります。既に耕作放棄地になっており、今回、太陽光発電施設を建設するに伴い、分筆のための測量を行う必要があったため造成をしてしまったとのことでした。周囲も山林化しており、特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

京都市南区の譲受人は、川原町の譲渡人から船之尾町の畑 537 m<sup>2</sup>を売買により取得し、墓参者用貸駐車場として転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に一部が墓参者用駐車場として利用されているため、始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番の鶴田です。1番について説明致します。

申請場所については、船之尾町より明徳寺に抜ける道沿いで浄水場の手前にある畑です。

道路の左側はすべて墓地であり、これまでも一部が墓参者用の駐車場として使われておりました。譲受人は将来、帰郷される予定であり、地元の皆さんのお役に立てるようにと貸駐車場に転用したいということです。特に問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

川原町の譲受人は、不動産業経営に伴い、大浜町の譲渡人から本渡町の田 1,494 m<sup>2</sup>を売買により取得し、宅地分譲販売をしたいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

譲受人は不動産業を経営しており、宅地分譲販売をしたいとの申請です。申請場所については、天草農業研修センターの近くにあります。排水等の計画についても、公共下水道

の利用と雨水については新設の側溝を設け、市道側溝へ放流する計画です。

特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

小松原町の譲受人は、不動産業経営に伴い、さいたま市浦和区の譲渡人外3名から本渡町の畑528㎡を売買により取得し、資材置場に転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、この土地には50年以上前より住宅が建てられており、2年前に家をとぎ、処分しようとした際、農地である事が判明したとのことで顛末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。3番について説明致します。

譲受人は不動産業を経営しており、資材置場に転用したいとの申請です。申請場所については、夢屋パチンコ店の近くにあります。先ほど説明があったように50年以上も前から家が建っていたのですが、3年ほど前に解体され現在の状態となっております。

雨水排水については、勾配をつけ既設の側溝へ放流する計画です。

特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

楠浦町の譲受人は、千代田区丸の内の譲渡人から、楠浦町の田713㎡を贈与により取得し、植

林を行い、山林として管理したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番の森下です。4番について説明致します。

申請地については、事務局と一緒に確認を行いました。譲渡人は所有者が死亡した後の遺言執行人であり、遺贈による取得であるため、既に山林化している農地を植林として転用し譲り受けるものです。

特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

小松原町の譲受人は、山の手町の譲渡人から下浦町の田 25 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、分譲計画地への道路として転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地となっております。

一般基準については、資料③を見ていただきますと、土地改良事業による非農用地に設定された農地であり、転用は可能となっております。

なお、既に道路として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。5番について説明致します。

申請場所については、下浦町の本渡東中学校入口付近の文龍堂より右折し、20mほど進んだところにあります。ここは元々、土地改良事業における非農用地として設定された土地でしたが、ここを通られる方が購入した際に登記をしておらず、今回の申請となった次第です。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番をご説明します前に、この6番と7番につきましては、先ほどの4条申請と同様、一体となった事業であるため、一括して説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） どうぞ、お願いします。

○事務局（平田正剛君） それでは、6番について、ご説明いたします。

丸尾町の譲受人は、遊休地を有効活用するため、福岡市中央区の譲渡人から下浦町の畑 5,478 m<sup>2</sup>の内 995.34 m<sup>2</sup>を売買により取得し、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

次に、7番について、ご説明いたします。

埼玉県戸田市の譲受人は、遊休地を有効活用するため、福岡市中央区の譲渡人から下浦町の畑 5,478 m<sup>2</sup>の内 995.27 m<sup>2</sup>を売買により取得し、太陽光発電施設を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。6番と7番について説明致します。

この6番と7番につきましても、4条で説明しました場所であり、一体として太陽光発電施設を建設するものです。譲受人となっているのは、弟と義兄であります。特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは、8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 8番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人から下浦町の畑 810 m<sup>2</sup>を交換により取得し、植林のうえ山林として管理したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に植林されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。8番について説明致します。

この案件につきましても、先ほどの4条の太陽光発電施設に隣接する場所であります。

交換により譲渡人である親類が既に植林した農地を取得したいという申請です。譲渡人からの始末書も添付されており、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 9番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、保険代理店経営に伴い、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の田 483 m<sup>2</sup>を売買により取得し、事業所を建築したいとのことです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。9番について説明致します。

申請場所につきましては、佐伊津の隅田川を上流に登りまして、下在郷地区内にあります。ここに保険代理店の事務所を建築したいということです。特に問題はないかと思いま

すので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 10番について、ご説明いたします。

佐伊津町の譲受人は、借家住まいのため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の田195㎡を売買により取得し、個人住宅を建築したいとのことです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、既に雑種地として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。10番について説明致します。

申請場所につきましては、佐伊津の隅田川上流の水源地の近くで、ここに個人住宅を建築したいということです。現況としては、雑種地として利用されているため、始末書が付けられております。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 11番について、説明します。

大分県別府市の譲受人は、アサリの積み下ろしの作業場としたいため、有明町の譲渡人から、有明町の畑432㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。11番について説明致します。

申請場所については、有明町大浦地区の海岸沿いにあります。申請内容については、譲受人が経営するアサリの養殖場に近く、トラック等への積み込みをする作業場及び駐車場として転用したいとのことです。既に目的にあわせた利用がされており、始末書が添付されております。周囲の農地からは同意も取れており、区長からの排水同意も取れておりますので、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 12番について、説明します。

久玉町の譲受人は自身が経営する自動車整備工場の展示場及び廃車置場とするため、久玉町の譲渡人から久玉町の田 921 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝君） 10番の江良です。12番について説明致します。

申請場所については、久玉町の第一生コン工業の近くにあります。申請内容については、現在の工場が借地で手狭であるため、売買により取得し中古車展示場と廃車置場として転用したいとの申請です。既に埋め立てられているため、始末書が添付されております。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 13番について説明します。



畜産や農産物の販売などを営む法人である亀場町の借受人は肉牛の繁殖と肥育の実証研究を行なうための牛舎及び付帯設備を整備するため、魚貫町の貸渡人から魚貫町の畑 888 m<sup>2</sup>を賃借により転用したいというものです。借受人における事業計画の概要ですが、牧草飼料中心で飼育した赤身の肉牛を生産するノウハウを構築し天草の新ブランド確立を目指しており、同法人及び海外市場への流通販売を担当する親会社並びに天草市との3者で「二地域就労促進事業」の協定が締結されております。土地利用計画についてですが、申請地の他、宅地、山林合わせて 3,523.67 m<sup>2</sup>の総事業面積となっており、申請地は繁殖用の牛舎、管理棟、飼料庫を新築する計画です。汚水の処理については、家畜の排泄物と併せて固液分離機で分離処理します。その後浄化された水と堆肥になったものを牧草地に完全還元する計画です。申請地以外は既存の肥育用牛舎や堆肥舎、放牧地など一体的に整備される計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○14番（福本富人君） 14番の福本です。13番について説明致します。

ただ今、事務局より詳しい説明がありましたので、若干の補足をしたいと思います。現地を確認した際、譲受人に内容を確認しましたが、今回の申請では、牛舎と管理棟及び飼料庫を建設することとなっておりますが、地目が山林の部分には浄化施設と堆肥舎を建設され、排水関係についてもすべて浄化施設で処理を行った後、洗浄用水等に再利用される計画となっております。また、堆肥等についても飼料耕作農地へ還元し、農畜連携を図られるということです。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に14番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 14番について説明します。

河浦町の譲受人は自己住宅を新築するため、河浦町の譲渡人から河浦町の田 387 m<sup>2</sup>、畑 41 m<sup>2</sup>を受贈により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1

種農地は原則許可できないこととなっておりますが、申請地は不許可の例外規定の中の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可ができることとなります。

以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○36番（小川浩治君） 36番の小川です。14番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与により木造平屋建ての個人住宅を建築したいというものです。残地については、車2台分の駐車場として利用されます。

申請場所については、河浦町久留地区の古江バス停より本渡方面へ300mほど進んだ左側にあります。排水関係についても生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽により処理し、雨水は既存の側溝へ放流する計画となっております。隣接者からの同意や排水同意も添付されており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第50号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第50号について説明します。

1番の楠浦町の借受人のほか利用権の新規設定の計画が9件、再設定の計画が4件で、総面積は34,008㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定13件につきまして質疑

はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届につきましては、新和町の届出人より田から畑に変更し、イチジクを栽培する届けがありました。

続きまして、許可不要転用届第 4 条関係につきましては、河浦町の届出人より田に農業用倉庫を建設する届が 1 件提出されました。

許可不要転用届第 5 条関係につきましてはありませんでした。 以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 25 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

午後 3 時 05 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松岡健吾

署名委員 小川浩治